

審 第 1 1 5 3 号

答 申 第 4 8 5 号

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 7 日付け病経管第 9 7 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 9 2 号

平成 2 7 年 9 月 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 8 月 1 1 日付け病経管第 7 6 4 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県が千葉県精神神経科診療所協会（略称：千葉精診）に宛てた文書一切、千葉精診が千葉県に宛てた文書一切。電子メールやFAXも含む。全ての年度で。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年8月11日付け病経管第764号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

また、開示請求者への本件通知書の送付を徒に遅延した職員を処分することとともに、今後は、再発防止策を講じて、たとえ不開示通知であっても、開示決定等の通知書を作成してから直ちに当該通知書を開示請求者に送付することを求める。

2 異議申立ての理由

対象文書が全く存在しないとは考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、不開示決定通知書の作成日から2週間以上も経過した後で、当該通知書を開示請求者に送付することは違法である。

3 意見書の要旨

(1) 説明責任の欠如

実施機関は、千葉県精神科医療センターや佐原病院やこども病院やがんセンターを所管しているにもかかわらず、決定通知書でも理由説明書でも本件対象情報を一切保有していないという根拠を全く示していない。これこれこういう場合なら保有していることが考えられるが、実際にはこういうことになっているから保有していないであるとか、こういう内規や法令があるからこういう事情で保有しているはずがないといったように根拠を具体的に詳述すべきである。本件の決定通知書や理由説明書の記述では、行政が主権者に対する説明責任を全うしたとは到底認められない。ただでさえ、我が国の精神医療は、国連の種々の機関から是正勧告を出されているのである。

(2) 通知の遅延

実施機関は、本件の遅延について責任を取ろうとせず盥回しにしている。

実施機関は、通知の遅延が情報公開・個人情報センターから遅延の旨を具体的に知らされたにもかかわらず、通知の遅延について情報公開・個人情報センターに

抗議しなかった。これは、本件担当課と情報公開・個人情報センターとが共謀して主権者の知る権利を侵害したということである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件決定について

本件請求に対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書は不存在であるとして本件決定を行った。

2 不開示の理由について

実施機関は、千葉県が千葉県精神神経科診療所協会（以下「千葉精診」という。）に宛てた文書一切、千葉精診が千葉県にあてた文書一切を保管している事実はなく、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、または、解釈上の不存在の判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、県立病院が千葉精診の協会会員ではないこと、また、千葉精診に対して業務上行政文書を作成、取得しておらず、対象行政文書が存在しなかったため、不開示決定を行ったものである。

(2) 異議申立人は、不開示決定通知書の作成日から2週間以上も経過した後で、当該通知書を開示請求者に送付することは違法である旨主張する。

しかしながら、実施機関が作成した不開示決定通知書は、情報公開・個人情報センター（現在の審査情報課総合窓口）へ即日提出しているところであるが、本件と同一請求に対する担当課（所）が複数にわたるため、請求人が容易に了知できるよう別々に送付せず、情報公開・個人情報センターで取りまとめたうえで送付をした旨伺っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 異議申立人は、対象文書が全く存在しないとは考えられず、文書の探索が不十分であるなどと主張する。

そこで、当審査会が確認したところ、千葉精診は、千葉県で精神科診療所を開設している精神科医で構成される一般社団法人であって、千葉県が設置し、実施機関が管理している6病院は当該法人の会員とはなっていないことに鑑みると、千葉精診との間で特段業務遂行上必要となる行政文書の作成及び取得の事実はないとの実施機関の説明には何ら不自然・不合理な点は認められなかった。

(2) 次に、異議申立人は、実施機関は千葉県精神科医療センター等を所管しているにもかかわらず、決定通知書でも理由説明書でも本件対象文書を一切保有していないという根拠を全く示していないと主張する。

そこで、当審査会が確認したところ、実施機関は、異議申立人から本件請求を受けた際に、上記6病院に本件請求に係る文書が存在しているか否かの照会をしており、上記6病院から本件対象文書が存在しないとの回答を受けた結果をもって、本件決定を行ったものであり、実施機関の説明には不自然・不合理な点は認められなかった。

以上のことから、実施機関の決定は妥当と判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月18日	諮問書の受理
平成27年10月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月10日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 3月22日	審議
平成29年 4月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)